

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課  
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 協力要請推進枠等の執行手続について

各都道府県におかれては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における協力要請推進枠及び即時対応特定経費交付金（以下「協力要請推進枠等」という。）を活用した協力金等の支給により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく営業時間短縮要請などの感染症対策に取り組んでいただいたところです。

今後の協力要請推進枠等の執行手続の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等についての補足等（規模別協力金等）」（令和3年9月9日付事務連絡。以下「9月9日付事務連絡」という。）においてお知らせしたところです。今般、次回の交付決定のスケジュールを下記のとおり定めましたので、資料の提出をお願いします。

都道府県におかれましては、協力金等の支給を実施する貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 協力要請推進枠等の限度額算定基礎資料の提出について

協力要請推進枠等の交付決定については、9月9日付事務連絡において12月下旬としておりましたが、事務手続を精査し1月の交付決定を予定しております。つきましては、協力要請推進枠等を活用している地方公共団体においては、3のとおり11月30日（火）までに限度額算定基礎資料の提出をお願いします。必要に応じて、交付決定に向けて計画記載用限度額の通知を行う予定としています。

#### 2 協力要請推進枠等の実施計画の提出について

1月の交付決定を希望する地方公共団体においては、3のとおり12月8日（水）までに実施計画の提出をお願いします。この際、事前にお知らせしている計画記載用限度額に基づき実施計画を提出いただくことに留意ください。

計画記載用限度額の範囲内で実施計画に記載された協力要請推進枠等の充当額について、交付決定を行う予定です。

### 3 限度額算定基礎資料及び実施計画の提出に係るその他留意事項

- ①飲食店に係る協力金及び大規模施設等に係る協力金は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県が行う休業要請・営業時間短縮要請であって、11月30日（火）までに特措法担当大臣との協議を経たものを対象とします。酒類販売業者に係る支援金は4～10月の支給分に係るものを対象とします。
  - ②限度額算定基礎資料による計画記載用限度額の算定に当たっては、11月30日（火）までの支給実績を算定の対象とします。
  - ③即時対応特定経費交付金及び規模別協力金の支給に係る事務費についても併せて算定対象となります。
  - ④限度額算定基礎資料及び実施計画の提出等のスケジュールは以下のとおりです。
    - ・実績値を反映した限度額算定基礎資料を都道府県から内閣府に提出（全団体）  
【11月30日（火）】
    - ・計画記載用限度額を反映した実施計画を内閣府に提出  
【12月8日（水）】
- ※令和3年度の実施計画を提出済みの場合は、協力要請推進枠シートのみ修正の上、提出してください。
- ・交付申請・交付決定【1月】
  - ・その後、必要に応じて概算払

（参考）

	実績 算定の時点	実施計画 の提出	交付決定
今回の手続	11月30日（火）	12月8日（水）	1月

#### <関係資料一覧>

- 別紙1 実施計画様式、チェックリスト
- 別紙2 協力要請推進枠様式の記入要領
- 別紙3 限度額算定基礎資料（210630\_飲食店版）
- 別紙4 限度額算定基礎資料（210630\_大規模施設等版）
- 別紙5 限度額算定基礎資料（酒類販売事業者版（7月改訂版））

※ これまでに配布したものと同様です。

#### 【照会先】

(1)協力要請推進枠等の執行手続について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田  
直通 03 (5501) 1752

(2)限度額算定基礎資料（酒類販売事業者版を除く）について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画2担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部  
西中・寺井・服部・鈴木(温)・鈴木(愛)  
直通 03 (6257) 3086